

神戸果実商業協同組合発行のくだもの商品券 (額面500円) 払戻し実施のお知らせ

神戸果実商業協同組合発行のくだもの商品券の使用につきましては、平成26年8月31日(日)をもって終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し手続きを実施いたしますので、当該商品券の未使用券をお持ちのお客様は、下記期間内にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

なお、この期間内に申し出のない場合は、本払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

1. 前払式支払手段の種類

神戸果実商業協同組合発行のくだもの商品券

額面価格 500円

使用できる期間又は期限 なし

2. 払戻し申し出期間

平成26年9月1日～平成26年11月30日(当日消印有効)

(月曜日から金曜日の午前9時から午後3時まで。但し、祝日及び水曜日が市場休市日の場合は除きます。)

3. 申出方法

(1) 神戸果実商業協同組合事務局もしくは当組合加盟店、他府県取り扱い可能店へ、未使用商品券を直接ご持参下さい。

(2) 神戸果実商業協同組合事務局もしくは当組合加盟店、他府県取り扱い可能店に配布した申込用紙に未使用商品券と共に振込先、金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)、連絡先、電話番号、住所、申込人名を記入し簡易書留で神戸果実商業協同組合事務局宛郵送してください。

4. 払戻し方法

(1) 神戸果実商業協同組合事務局もしくは当組合加盟店、他府県取り扱い可能店に直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。

(2) 神戸果実商業協同組合宛に郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座(現金書留ご指定の場合は、書留)に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振込みいたします。

5. お問い合わせ先

〒652-0844 神戸果実商業協同組合

兵庫県神戸市兵庫区中之島1-1-1

TEL078-681-2720 FAX078-672-8575

お問い合わせ日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時

祝日及び水曜日が市場休市日の場合は除きます。

払戻し対象のくだもの商品券

表面



発行元が「神戸果実商業協同組合」と記載してある商品券
(額面 500 えん)

裏面

くだもの商品券のご利用について

1. このくだもの商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
加盟店名は「加盟店一覧表」をごらんください。
2. 発券店印のないもの、引換店名押印ずみのものは無効です。
3. くだもの商品券で現金とのお引きかえはいたしません。
4. くだもの商品券は期限なくいつでもご利用になれます。
5. くだもの商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当組合はその責任を負いかねます。

引換店印

発券店印

見本

この商品券は左のマークのある名古屋・京都・大阪の加盟店でも共通使用できます。